

第2期 柏原市浄化槽整備推進事業
特定事業の選定

令和4年8月31日

柏原市 下水道事業

第2期 柏原市浄化槽整備推進事業に関する特定事業の選定

柏原市（以下「市」という。）は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）第7条の規定により、「第2期 柏原市浄化槽整備推進事業」（以下「本事業」という。）を特定事業として選定したので、PFI法第11条第1項の規定により特定事業選定の客観的な評価の結果を公表する。

令和4年8月31日

柏原市 下水道事業
柏原市長 富宅 正浩

1. 事業概要

本事業は、PFI法第2条第5項に規定する選定事業者（以下「PFI事業者」という。）が、市と事業契約を締結し、次のとおり実施する。

(1) 事業名

第2期 柏原市浄化槽整備推進事業

(2) 事業の場所

公共下水道全体計画区域以外の区域（以下「浄化槽整備区域」という。）

(3) 事業内容

- ①本事業における浄化槽整備区域において、概ね150基の浄化槽の設置(目標)。
- ②本事業で設置する浄化槽と、平成25年度から実施し、令和4年度に終了する浄化槽整備推進事業（第1期事業）で設置並びに寄附を受けた浄化槽の維持管理（汚泥清掃・収集運搬業務を除く。以下同じ。）及び軽微な補修の実施。

(4) 事業期間等

事業期間は令和5年4月1日から令和13年3月31日までとする。PFI事業者は、この期間に、浄化槽の設置工事、維持管理及び軽微な補修を実施する。

(5) 事業方式

本事業は、浄化槽整備区域において、PFI事業者が浄化槽を設置し、完成後、市が当該浄化槽を買い取り、PFI事業者が事業期間中における維持管理業務を遂行する方式（以下「BTO方式」という。）により実施する。

(6) 施設の技術基準

本事業で設置する浄化槽は、浄化槽法第4条第1項の規定による技術基準に適合するとともに、処理性能、維持管理作業性及び施工性等の優れている浄化槽を原則とする。

浄化槽の性能は高度処理型（高度窒素除去）の性能を有するものとし、関連管路建設及び維持管理に関する技術基準は、国、大阪府等の技術基準を満足するものとする。

2. 評価内容

本事業を市が自ら実施する場合とPFI事業として実施する場合について、定量的評価及び定性的評価の二つの方法を用いた比較により、特定事業の選定における客観的評価を行った。

(1) コスト算出による定量的評価

①算出に当たっての前提条件

本事業を市が自ら実施する場合とPFI事業として実施する場合とにおいて、市の財政負担額の比較を行うために設定した主要な前提条件は次のとおりである。

項目	市が自ら実施する場合	PFI事業として実施する場合
事業期間	8年間	
設置工事費	⇒工事費及び設計費を積み上げた額	⇒工事費及び設計費を積み上げた額（PFI方式の効果を検討した額）
維持管理費	市の実勢価格	PFI方式の効果を検討した額
職員配置（間接費）	2～3人	1人
起債償還	下水道事業債：28年償還（5年据置）、年利率0.5%	
リスク	算入しない	
浄化槽設置分担金	柏原市浄化槽施設の設置及び管理に関する条例で定める額	
使用料	柏原市浄化槽施設の設置及び管理に関する条例で定める額	
コスト計算期間	8年間	

なお、これらの前提条件は、市が独自に設定したものであり、本事業に応募する者の提案内容を制約するものではない。

②算出方法及び評価の結果

前述の前提条件を基に、本事業を市が自ら実施する場合の財政負担額とPFI事業として実施する場合の財政負担額とを現在価値で比較した結果は、次のとおりである。

項 目	金 額（現在価値）
①市が自ら実施する場合	約 284 百万円
②PFI 事業として実施する場合	約 214 百万円
財政負担削減額（①－②）	約 70 百万円

この結果、本事業を PFI 事業として実施する場合、市が自ら実施する場合と比較して、8年間で約 70 百万円削減されるものと見込まれる。

③PFI 事業者に移転されるリスクの検討

本事業に投資した費用とその効果の算定にあたっては、本事業におけるリスクを定量化し、市の財政負担の見込額に加算することが望ましいが、本事業は国庫補助事業であること、単年度毎に浄化槽の所有権を PFI 事業者から市へ移転する BTO 方式であることから、リスク移転相当分は算入しないものとした。

（2）PFI 事業として実施することの定性的評価

本事業を PFI 事業として実施する場合、民間資金、PFI 事業者の経営能力、技術的能力等の活用により、次のような効果が見込まれる。

①効率的な事業運営

本事業を市が自ら実施する場合、設置及び維持管理に伴う測量・設計・入札等の事務量が膨大で人件費等も増加する。これに対して、PFI 事業として実施する場合、市が行う事務量は大幅に軽減される。また、PFI 事業者による設置勧奨の取組みや民間ならではのサービス展開による設置及び寄附申請件数の増加が見込める点も含め、効率的な事業運営が期待できる。

②整備事業の促進

本事業を市が自ら実施する場合、職員配置の制約等から年間の設置基数には限界がある。これに対して PFI 事業として実施する場合、PFI 事業者の主体的かつ積極的な活動により、設置申請に応じた迅速な手続きが可能な機動性を発揮して多基数の工事を短期間で効率的に実施できるものと見込まれる。

③住民サービスの向上

住民が設置を早期に希望する場合、或いは住民個々の状況に対応した工事又は突発的な故障等に対する補修が必要な場合等においても、PFI 事業者の機動性や柔軟性を活かし、住民サービスの向上が期待できる。

④水質改善効果

浄化槽整備が早期に実現することにより、生活排水の適正な処理による汚濁負荷の低減が速やかに図られ、より一層の公共用水域等の水質保全や快適な生活環境の確保が期待できる。

⑤地域の活性化

PFI 法の枠組みを利用し、浄化槽整備に関わる行政事務を民間委託することで、民間事業においても新たな事務が発生する。また、PFI 事業として実施することによって設置基数の増加が見込まれ、便所の水洗化工事や家屋の水回りの改

造工事等の需要等も見込まれる。このような需要増に伴い、関連企業の業績向上や、雇用促進なども期待できる。

3. 総合的評価

本事業は、PFI 事業として実施することにより、市が自ら実施する場合と比較して、定量的評価において約 70 百万円の市財政負担額軽減が見込まれる。

また、定性的評価については、事業の効率化、住民サービスの向上、公共用水域等の水質改善の早期実現等、多くの定性的効果が期待できる。

以上のことから、本事業を PFI 事業として実施することが適当であると認め、PFI 法第 7 条の規定に基づく特定事業として選定する。